

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図る。

施策の背景

○現行では、免税販売のためには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を満たす必要

○他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の不満の意見が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準がわからない」、「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らなかった」等と回答

(判別が難しい商品の例) ストッキング、電池、万年筆インク等

○また、免税店からも、「合算が認められれば外国人旅行者の『買い増し』が期待できる」との声も多数

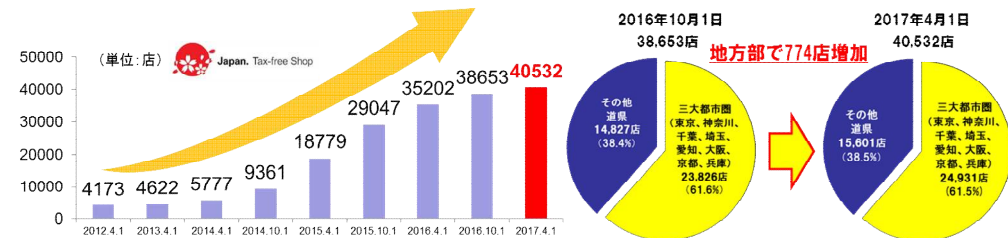
○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

- ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
- ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

免税店数の推移

三大都市圏と地方部の免税店数



要望の概要

要望内容

○免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

〈現行〉



一般物品

- ・5,000円以上
- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し



消耗品

- ・5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

〈追加〉



一般物品・消耗品

- ・合算で5,000円以上、50万円以下
 - ・特殊包装要
 - ・国内使用不可
 - ・30日以内の国外持ち出し
- 〈消耗品と同じ要件〉

※現行でも一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には消耗品の販売方法によることとされている。

これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターを設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始予定)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設

外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化(消費税・酒税・地方消費税)

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、オリパラ前の適切な時期(「平成32年4月」)の実現を目指して、免税手続き(購入記録票の提出等)の電子化を措置する。

施策の背景

○現行では、外国人旅行者は免税店において旅券に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが免税販売の要件

○他方、外国人旅行者からは、「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」等の声が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約7割が「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」または「パスポートに貼付していた購入記録票が破れた、または剥がれた」と回答

○また、免税店からも、「購入記録票をパスポートに貼付、割印する手続きに時間がかかる」との声も多数



大量の免税購入により、購入記録票がパスポートに収まりきらないケース

○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

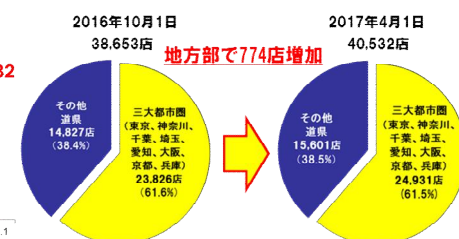
○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

- ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
- ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

免税店数の推移



三大都市圏と地方部の免税店数

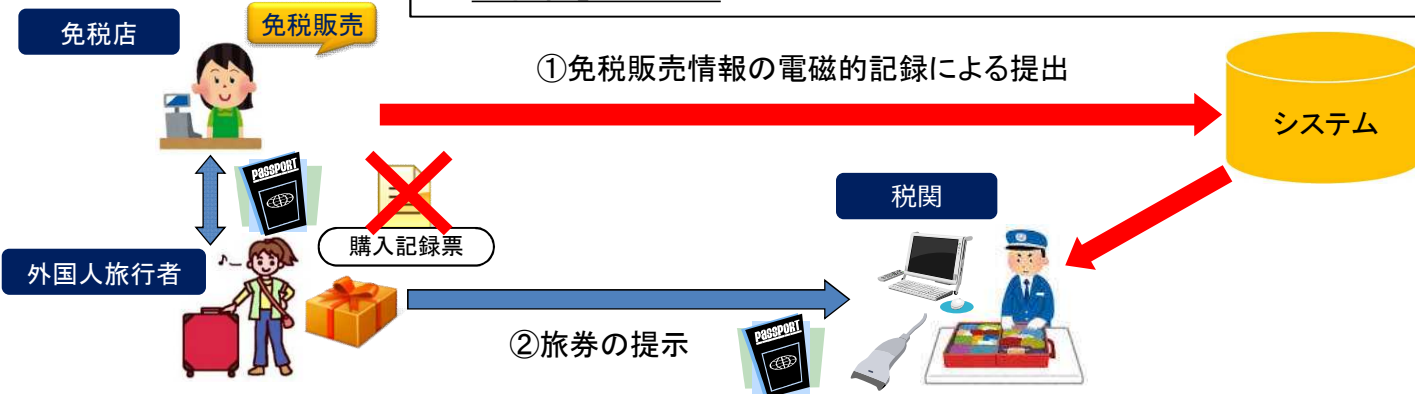


要望の概要

要望内容

- ①現行の「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする
- ②現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える。

<手続き電子化イメージ>



これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設定等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設

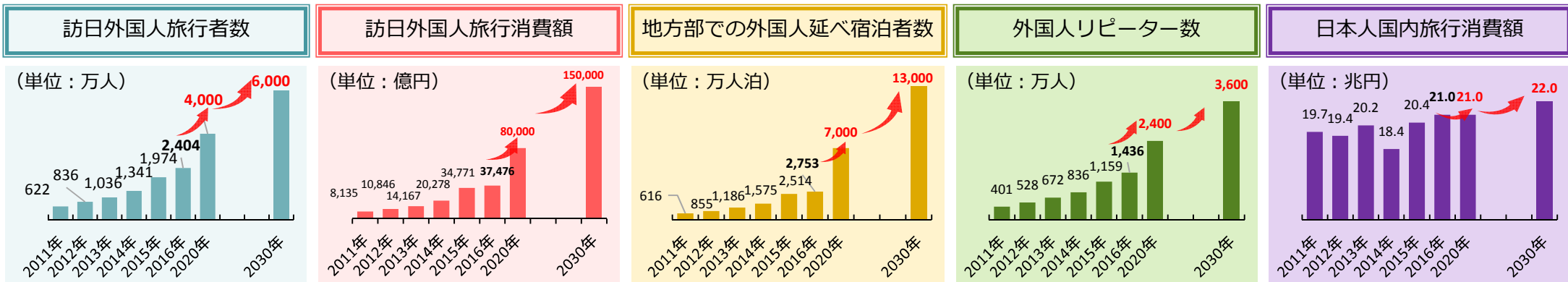
次世代の観光立国実現のための財源の検討

「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標の達成に向け、3つの視点・10の改革のもと、観光施策を実施してきているところ、今後さらに増加する観光需要に対して、高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源を確保するため、所要の措置を検討する。

* 平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定(議長:内閣総理大臣)

施策の背景

「明日の日本を支える観光ビジョン」* 目標値



「明日の日本を支える観光ビジョン」の「3つの視点」と「10の改革」

諸外国の取組

- | 視点1 | 視点2 | 視点3 |
|--|--|---|
| 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に <ul style="list-style-type: none"> ■「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放 ■「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ ■「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ ■おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ | 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に <ul style="list-style-type: none"> ■古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ ■あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現 ■疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化 | すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に <ul style="list-style-type: none"> ■ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現 ■「地方創生回廊」を完備し、全国各地どこへでも快適な旅行を実現 ■「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現 |

諸外国では、出入国、航空旅行の際に外国人旅行者や出発・出国旅客から租税、手数料を徴収している例がみられる。

電子渡航認証制度 (ESTA) に基づく申請手数料: (米国) ビザ免除国からの渡航者に対し14ドル (1,550円)の申請料を徴収。	出国納付金: (韓国) 航空・船舶による出国旅客に対して航空利用、船舶利用の区分により徴収。航空利用の場合10,000ウォン(980円)。	出国旅客税: (Passenger Movement Charge) (オーストラリア) 航空・船舶による出国旅客に対して60豪ドル(5,030円)を課税。
---	---	--

為替レート: 1米ドル = 111円、1豪ドル = 83.9円、100ウォン = 9.81円による。

「**未来投資戦略2017**」(平成29年6月9日閣議決定)
 次世代の観光立国実現のための財源の検討
 ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、**今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。**
 ・検討に当たっては、**他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。**

要望の概要

増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について、受益と負担の適正なあり方や訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取組も参考に検討を行う。